

熱中症対策の現場における基本的な考え方



発見

熱中症の疑いのある従業員の発見



判断

医療機関への搬送、救急隊の要請



対処

身体の冷却、水分補給など
救急車が到着するまでの対応

※下記に関する届出の義務はありません

現場において義務付けられる対応

体制
整備

手順
作成

関係者へ
周知

対策を怠った場合、労働安全衛生法違反となり、6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります。